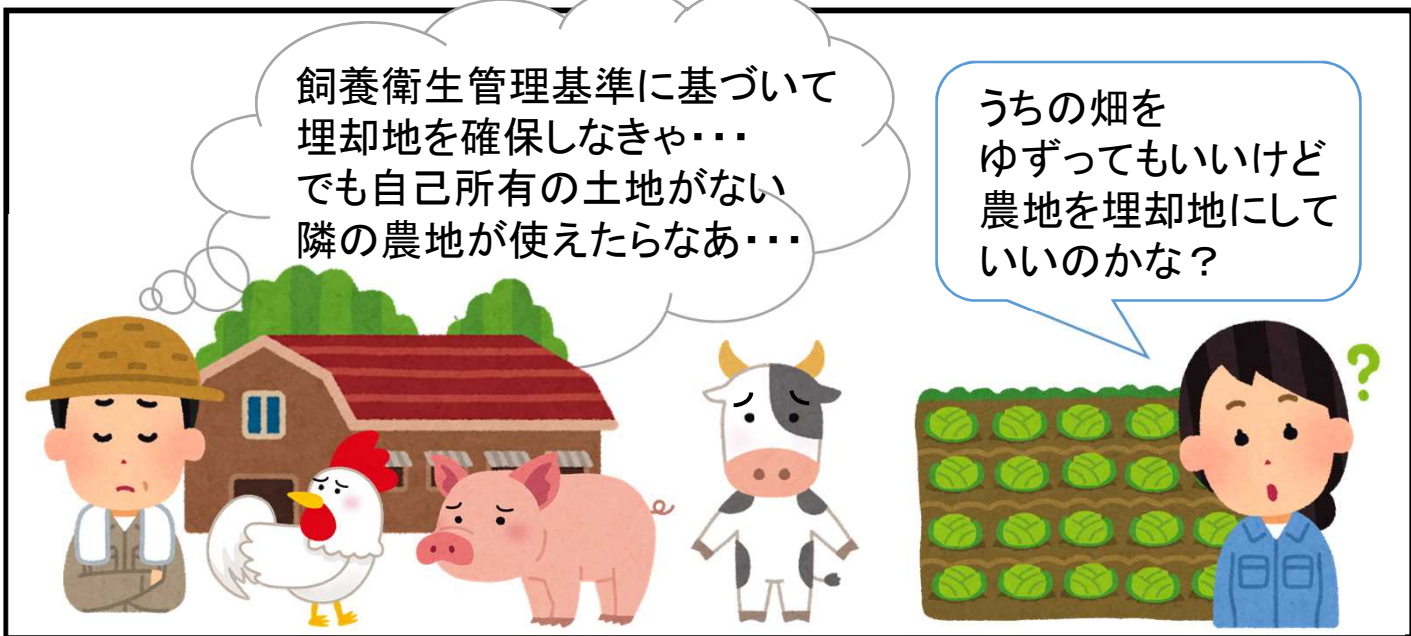


埋却地を確保するために農地を用いることは可能です

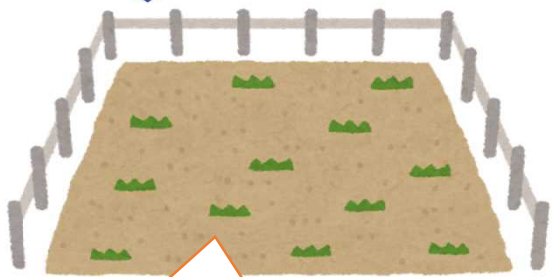


埋却予定地は「農業用施設」にあたるので、必要な手続きを実施した上で農地を埋却予定地として取得できます



農地転用等必要な手続き（※）

農地転用の許可がされて埋却地を確保できた！



埋却予定地を確保したあと、万が一、埋却地として使用する際に新たな手続きは必要ありません

※農地の区分によって必要な手続きは異なります
 詳しくは以下までお問い合わせください
 問い合わせ先：
 ・農地の手続きに関すること
 各市町村農業委員会
 ・埋却地の確保（飼養衛生管理基準）に関すること
 南部家畜保健衛生所 04-7092-2304